

中央環境審議会第37回循環型社会計画部会
ヒアリング資料

< 参考資料 >

平成19年10月1日
経済産業省リサイクル推進課

1. 関連法制度に係る取組

資源有効利用促進法

以下の対象業種又は対象製品について、それぞれ3R対策の取組の内容を「判断基準」として国が定め、事業者に対するその遵守を義務付け(10業種・69品目)。

3. 使用済製品の回収・リサイクル

特定再利用業種

再生部品又は再生資源の原材料等としての利用の義務付け
(紙製造業、ガラス容器製造業、硬質塩ビ製の管・管継手製造業、複写機製造業、建設業、の全5業種)

指定再資源化製品

事業者による自主回収・リサイクルの義務付け
(パソコン、小形二次電池の全2品目)

指定表示製品

識別表示の実施
(スチール・アルミ缶、PETボトル、紙製・プラ製容器包装、小形二次電池、硬質塩ビ製品の全7品目)

指定再資源化製品の取組事例

事業者による自主回収・リサイクル
【自主回収量・再資源化率の推移】
○自主回収量
・事業系パソコン
平成13年度 45万台 → 平成17年度 67万台
○再資源化率
・事業系パソコン(デスクトップPC)
平成17年度 78.9%
<法定目標 50%(平成22年度)>

特定再利用業種の取組事例

再生部品又は再生資源の製品製造への利用
【再生資源等利用率の推移】
●紙製造業(古紙利用率)
平成12年度 57.3% → 平成17年度 60.4% <法定目標 62%(平成22年度)>
●ガラス容器製造業(カレット利用率)
平成12年度 77.8% → 平成17年度 91.3% <法定目標 91%(平成22年度)>

1. 製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル(事業所のゼロエミッション対策)

特定省資源業種

副産物の発生抑制・リサイクルの義務付け
(パルプ・紙製造業、無機化学工業製品製造業等、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業銅第一次精錬・精製業、の4業種)

指定副産物

副産物のリサイクルの義務付け
(電気業の石炭灰、建設業の土砂・木材等の全2品目)
※ エネルギー供給又は建設工事に係る副産物のみが対象

指定副産物の取組事例

副産物のリサイクル対策
【副産物利用率の推移】
●電気事業の石炭灰
平成12年度 82% → 平成17年度 96%

2. 製品の環境配慮設計(軽量化、再生材の回収容易化等に配慮した設計)

指定省資源化製品

リデュース配慮設計による軽量化、長寿命化等の義務付け
(パソコン、自動車、家電、ぱちんこ・パチスロ、金属製家具、ガス石油機器の全19品目)

指定再利用促進製品

リユース・リサイクル配慮設計による再生材の回収容易化の義務付け
(パソコン、自動車、家電、ぱちんこ・パチスロ、金属製家具、ガス石油機器、複写機、浴室ユニット、システムキッチン、小形二次電池使用機器の全50品目)

特定省資源業種(再掲)

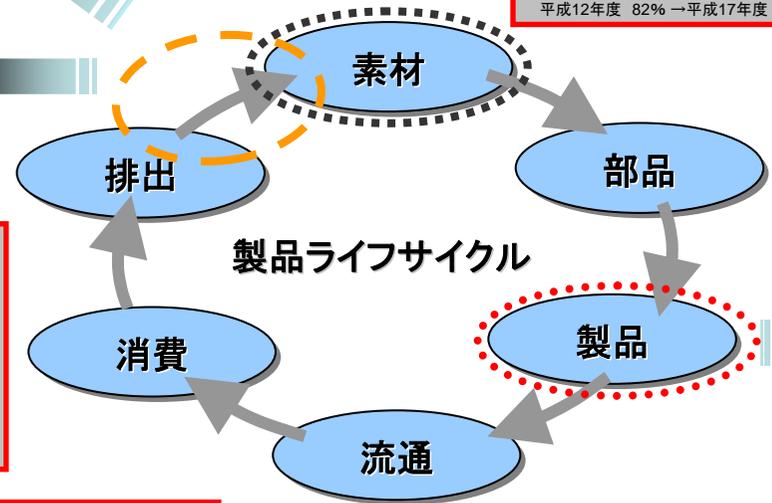
副産物の発生抑制・リサイクルの義務付け
(自動車 製造業の1業種)
取組事例
【副産物の最終処分量の推移】
●無機・有機化学工業製品製造業
H12年度 100万トン → H16年度 60万トン

指定省資源化製品の取組事例

原材料等の使用の合理化等によるリデュース配慮設計
【リデュース配慮設計の取組の例】
○軽量化・小型化
・自動車 ~ボンネットの軽量化
22kg → 8kg
・パソコン ~ノートパソコンの軽量化
1,650g → 1,199g

指定再利用促進製品の取組事例

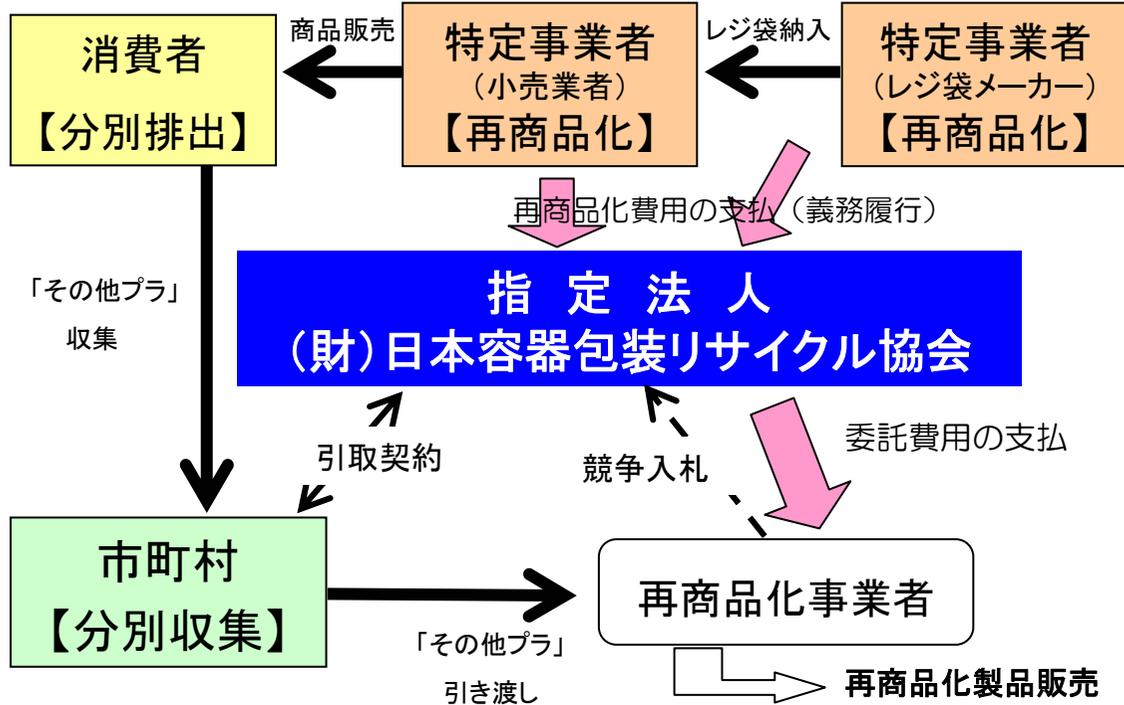
原材料等の工夫・易解体性向上等によるリユース・リサイクル配慮設計
【リユース・リサイクル配慮設計の取組の例】
○原材料等の工夫
・自動車 素材の種類を低減
30種類のポリプロピレン → 6種類のポリプロピレン
○易解体性の向上
・テレビ 部品点数 従来モデルの1/2とした。
ネジ本数 46%削減(231本→125本)



容器包装リサイクル法①

再商品化の義務

特定事業者数: 約7万社



排出抑制の促進

小売業 (指定される業種に属する事業者)

判断の基準 (ガイドライン)

主務大臣が、小売業者が取り組むべき措置の判断の基準を策定。目標設定、容器包装の使用の合理化、情報提供、関係者との連携等。

年間50トン以上容器包装を使用 (容器包装多量利用事業者)

定期報告

毎年度、容器包装の使用量、使用の合理化のための取組状況の報告を義務付け

勧告・公表・命令

判断の基準に照らして取組が著しく不十分な場合、主務大臣は勧告・公表・命令を行う

罰則

事業者が命令に従わない場合、50万円以下の罰金

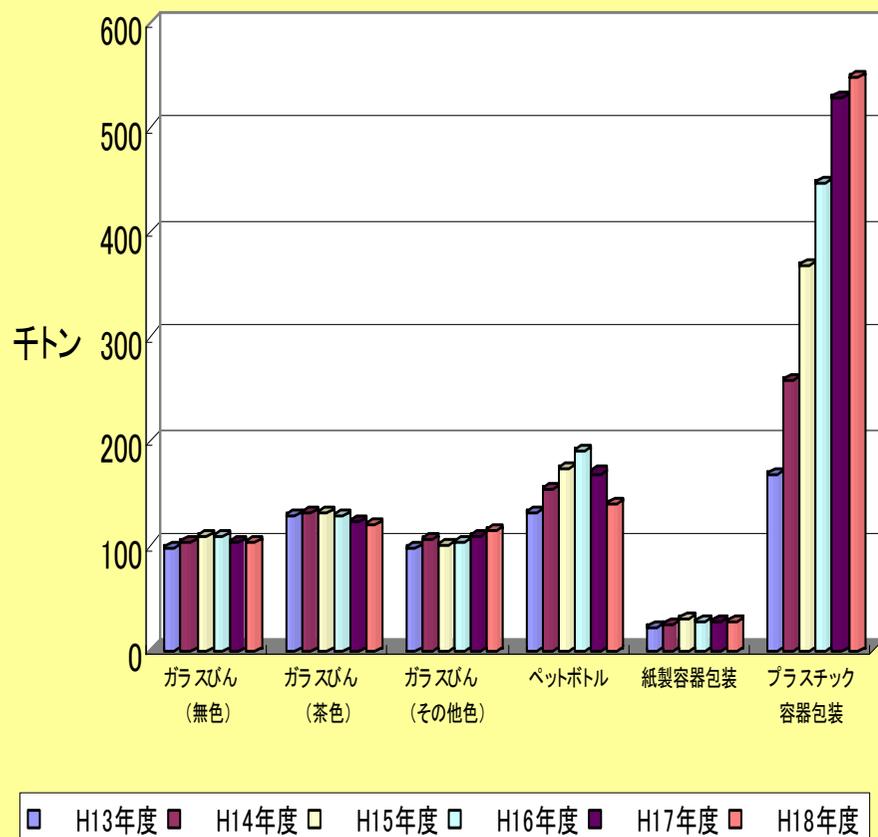
再商品化手法

	再商品化手法	リサイクル製品の利用例
ガラスびん	カレット化	ガラス製容器、建築・土木材料など
PETボトル	ペレット化等 ポリエステル原料化	繊維、シート PETボトルなど
紙製容器包装	製紙原料 古紙再生ボード化	板紙、建築材料 固形燃料など
プラスチック製 容器包装	プラスチック製品等原料化 高炉還元剤化、化学原料化	パレット、コンクリートパネルなどの プラスチック製品、工業用原材料

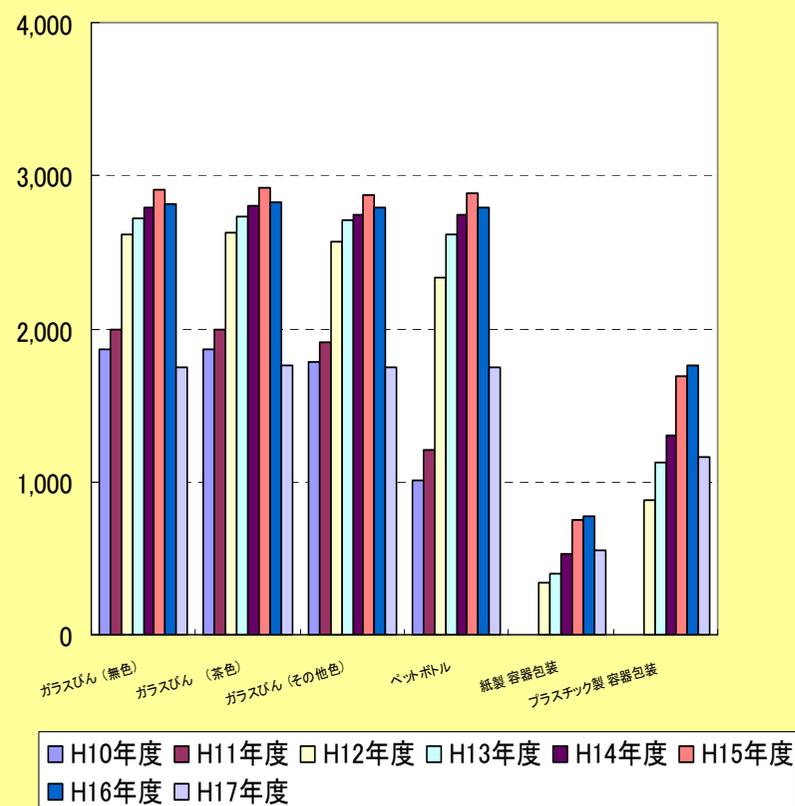
容器包装リサイクル法②

施行状況

指定法人への引き渡し量の推移



分別収集市町村数の推移



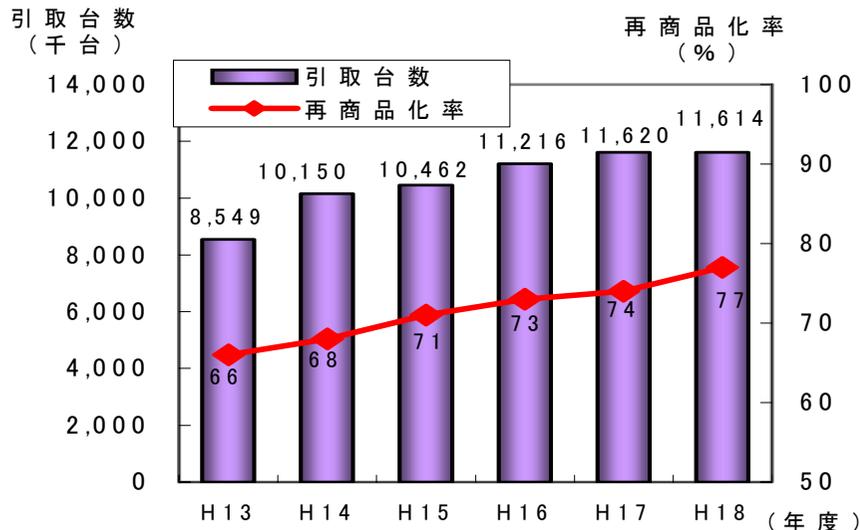
(注) 17年度における分別収集市町村数の減少は市町村合併によるもの。

家電リサイクル法

- 平成13年4月から施行された家電リサイクル法は施行後6年が経過し概ね定着。
- 本法律は、法施行5年経過後に施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じることとされており、平成18年6月に産構審、中環審の合同会合で見直しのための検討が開始された。
- 本年7月には、議論の中間的整理が行われ、引き続き、とりまとめに向けた検討が進められている。

家電リサイクル法の施行状況

- 廃家電の引取台数 18FY実績 **1,161万台**
- 再商品化実績 18FY実績(法定再商品化率)
 - エアコン** **86%** (60%以上)
 - ブラウン管式テレビ** **77%** (55%以上)
 - 冷蔵庫・冷凍庫** **71%** (50%以上)
 - 洗濯機** **79%** (50%以上)
- 16年4月から冷凍庫を対象追加。断熱材フロン回収等義務づけ。



家電リサイクルの流れ

